

平成28年第11回池田町教育委員会定例会 会議録

池田町教育委員会会議規則（昭和31年10月8日教育委員会規則第3号）第19条の規定により以下のとおり調製した。

1、開会及び閉会に関する事項

開会日時 平成28年11月28日（月） 午後 1時30分
閉会日時 平成28年11月28日（月） 午後 2時45分
開催場所 池田町教育委員会 2階会議室

2、出席委員の氏名

加 賀 学 （教育長）
佐 藤 敏 昭 （職務代理者）
塩 谷 吉 広 （委 員）
杉 山 知 子 （委 員）
鈴 木 良 子 （委 員）

3、委員及び傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名

天 野 和 則 （教育課長）
永 田 尚 志 （教育課主幹）
伊 倉 将 光 （指導主事）
赤 松 真 哉 （教育課学校教育係長）

4、議題及び議事の概要

指定第 3 号 池田町教育委員会教育長の職務代理者の指定について
協議第 6 号 池田町議会へ提案する教育委員会関連予算について
（池田町一般会計補正予算）
協議第 7 号 池田町議会へ提案する教育委員会関連議案について
（池田町郷土資料館条例）

5、議題となった動議を提出した者の氏名 な し

6、質問又は、討議をした者の氏名及びその要旨 な し

7、議 決 事 項

指定第 3 号 池田町教育委員会教育長の職務代理者の指定について
..... 職務代理者 佐藤 敏昭
協議第 6 号 池田町議会へ提案する教育委員会関連予算について
..... 意見なし
協議第 7 号 池田町議会へ提案する教育委員会関連議案について
..... 意見なし

平成28年第11回 池田町教育委員会定例会 会議録詳細

加賀教育長	1 開会（13:30） ただいまから、平成28年第11回定例会議を開会いたします。
加賀教育長 各委員	2 会期の決定 会期は本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。 異議なし
加賀教育長	3 議事録署名委員指名 本日の会議の会議録署名委員として佐藤委員を指名いたします。あわせて、 会議録調製員として教育課学校教育係長を指名いたします。
加賀教育長 事務局 加賀教育長	4 議事録報告及び承認 前回の議事録を事務局より報告させます。 平成28年第10回定例会議・第4回臨時会議の概要を報告。 報告を受けた内容でよろしいでしょうか。疑義が無ければご承認して いただいたものといたします。第10回定例会議で指名した杉山委員、第4回臨 時会議で指名した鈴木委員に署名をお願いします。 — 杉山委員、鈴木委員により署名が行われる —
事務局	5 行政報告 平成28年10月14日開催の第10回教育委員会定例会議以降の行政報告 を今回は事務局からご説明します。 10月25日 おにぎり成形機未設置の状況について、利別小学校で朝の全 校集会において、田中前教育長から児童及び教職員に対して未設置となつた 経緯を説明し、お詫びをしております。既に高島小学校と池田中学校へは終 えておりましたが、池田小学校については日程調整ができずに終わっていま す。10月27日 第8回臨時議会が開催されました。教育長の職務代理者と して佐藤委員が出席しています。臨時議会では、町長の行政報告で「おにぎ り成形機の未設置問題」の経過と処分について報告されています。また、町 長・副町長の11月の給与を減額する条例が可決しています。 11月10日 第9回臨時議会が開催されました。議案では、加賀教育長任 命についての同意を求める件と今年の台風被害者に対する町民税等を減免す る条例が提案され可決しています。11月24日 8時45分から教育長の辞 令交付が行われています。この日は全体庁議、校長教頭合同会議が開催され、 加賀教育長から就任のご挨拶をいただきました。また、教育委員会職員を集 めて、教育長から訓示をいただいています。11月25日 14時30分から

<p>加賀教育長 各委員 加賀教育長</p>	<p>急ぎよ管内教育長会議が開催されています。内容は十勝教育局職員の無免許運転に関するお詫びについてです。</p> <p>以上で行政報告を終わります。</p> <p>ただいまの行政報告に何か質問があれば、お受けいたします。</p> <p>なし</p> <p>無いようですので、行政報告を終わります。</p>
<p>加賀教育長</p>	<p>4 議 事 等</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>指定第3号については、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開として進めたいと思いますが、宜しいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>了解。</p>
<p>加賀教育長</p>	<p>では、指定第3号については、非公開として進めます。</p> <p>(非公開の審議)</p>
<p>加賀教育長</p>	<p>続いて、協議第6号池田町議会へ提案する教育委員会関連予算案についてを協議いたします。事務局より説明させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>協議第6号池田町議会へ提案する教育委員会関連予算案（一般会計補正予算）についてご説明します。</p> <p>今回の補正予算は、各事業の終了や確定による不用額の調整と、小学校トイレ及び田園ホールトイレ、総合体育館トイレの洋式化改修工事実施に伴う補正予算です。また、プール改築に関して、現在、庁舎内部組織の在り方検討委員会で協議中ではありますが、改築場所として利便性が高く費用的に最も有利な場所である現池田小学校プールの位置が、地震の影響がみられる場所であることから周辺施設の傾きなど現況調査を行うことにいたしました。その調査結果を場所選定の資料の一つに考えており、その費用を追加しております。なお、歳入につきましては、これら事業にかかる特定財源の補正であります。</p> <p>それでは議案書に沿ってご説明いたします。議案書6頁から7頁、参考資料は2頁から19頁になります。初めに歳出からご説明し、併せてそれら事業にかかる特定財源の歳入をご説明いたします。9款教育費、1項5目教員住宅費 教職員住宅管理事務事業は、夏季期間の草刈業務終了に伴う委託料の不用額と教員住宅の屋根及び外壁塗装工事費の事業確定による工事請負費の不用額を減額するものです。この事務事業には、特定財源に教育使用料の教員住宅使用料を充当しており、事業費減額により財源を調整しております。</p> <p>6目学校給食費 給食センター施設管理事務事業は、予算措置しておりました外調機フィルター交換業務委託料が、業者委託が必要な業務として見込んでおりましたが、職員による交換が可能であることがわかりましたので、委託料を減額するものです。池田町学校給食センター改築事業は、給食センタ</p>

一の外構工事にかかる工事費と物置及び自動おにぎり成形機購入費の残額を減額するものです。工事費は、学校給食センター整備事業債を特定財源としておりましたので、併せて歳入減額をしております。

2 項小学校費 1 目学校管理費 小学校運営管理事業 各種委託料及び使用料及び賃借料の重機借上料は、事業確定による減額です。小学校施設改修事業は、トイレ改修実施設計委託料が事業確定による減額で、工事請負費はトイレ改修に伴う費用を計上するものです。また、工事に伴う事務費として需用費と使用料及び賃借料を予算措置します。工事にかかる特定財源として国庫支出金の学校施設環境改善交付金の対象となりましたので、歳入予算で3千698万1千円と、教育施設整備事業債（緊急防災減災事業債）を1億510万円追加予算措置しています。今回のトイレ改修工事は、町債で緊急防災減災事業債が28年度で終了することから、有利な財源を活用して小学校や田園ホール、総合体育館のトイレ改修を実施しようと急ぎよ予算措置しております。さらに、学校には国の交付金が対象となったところです。トイレの形式については、和式を廃止して洋式化とし、温水洗浄便座で擬音装置付きとしています。各ブースは可能な限り広く改修しています。池田小学校は、校舎側トイレのスペースが狭いことから、洋式化するために小便器や大便器の数を減らす調整を行い、さらに、各階にある水飲み場の1箇所を車椅子で使用可能な多目的トイレに改修し、介護用ベッドを設置します。体育館トイレはトイレスペース全体の中で男女別にトイレ改修し、簡易オストメイト付の多目的トイレを新設しています。池田小学校の改修費用は8千300万円を見込んでいます。高島小学校は、校舎側トイレの洋式化を行い、1階に簡易オストメイト付の多目的トイレを設置しています。2階は洋式化改修を行います。体育館北側にもトイレがありますが、通常使用していないことから、この部分の改修は見送りました。改修費用は1千600万円ほどになります。利別小学校は、校舎側の洋式化工事で、小便器が児童数に対して多かったことから数を調整し整備します。体育館のトイレは、既存のトイレスペースの中で洋式化への改修とオストメイトを配置した多目的トイレの新設を行っています。改修費用は、4千500万円ほどです。

続いて、3項中学校費 1 目学校管理費 中学校運営管理事業 各種委託料及び、使用料及び賃借料の重機借り上げ料が、事業確定により減額します。

4 項社会教育費 1 項社会教育総務費 郷土資料保存事務事業は、当初予算で見込んでいました郷土資料館外構工事を今年度は災害復旧工事を優先的に実施するため、町として緊急性のない事業を来年度へ先送りとしたことに伴い予算減額をするものです。併せて特定財源の郷土資料館整備事業債を減額します。

3 目青少年育成費 青少年育成事務事業は、小学生道外派遣研修事業の終了に伴う不用額の減額です。

4 目田園ホール費 田園ホール運営管理事務事業 委託料はトイレ改修実施設計完了に伴う不用額の減額です。工事請負費は、田園ホール屋上、外壁

防水工事確定に伴う963万円ほどの減額と、トイレ改修工事による工事費の増額による差額の補正です。特定財源に田園ホール施設更新事業債（緊急防災減災事業債）1千200万円を見込んでいます。なお、田園ホールは洋式化で、各ブースをできるだけ広げるよう配慮します。また、身障者用トイレにオストメイト対応設備（汚物流し等）を設置するなど機能を向上させます。改修にかかる費用は1千200万円を見込んでいます。

最後に、5項保健体育費4目総合体育館維持管理事務事業、委託料はトイレ改修実施設計完了に伴う不用額と備品購入費の不用額の減額です。工事請負費は、トイレ改修工事による工事費の計上によるものです。特定財源に総合体育館施設更新事業債（緊急防災減災事業債）1千290万円を見込んでいます。総合体育館はトイレを洋式化にしますが、多目的トイレは、すでに改修済みですので今回は対象としていません。改修にかかる費用は1千300万円を見込んでいます。また、柔道場の畳入れ替え購入費286万2千円に独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金168万1千円の交付決定がありましたので、特定財源として追加しています。

なお、小学校及び田園ホール、総合体育館の各トイレ改修事業は、平成28年度で補正予算を計上し、入札等行いますが、工事は29年度まで行われることから、いずれも記載のとおり予算を翌年度へ繰越すこととなります。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします

加賀教育長
杉山委員

議案第6号について、質問または意見があれば、発言をお願いいたします。

工事時期は業者が決まらないとわからないと思うが、池田小学校では学童保育所が使用しているため、担当部局と調整してほしい。

事務局

了解。優先順位は池田小学校1階中央トイレからとなります。

加賀教育長
各委員

その他はありますか。

無し。

加賀教育長

発言が無いようですので、協議第6号は協議済みといたします。

以上で、協議第6号を終わります。

続いて、協議第7号池田町議会へ提案する教育委員会関連議案についてを協議します。事務局より説明させます。

事務局

協議第7号池田町郷土資料館条例についてご説明いたします。

議案書8ページから9ページ、参考資料は20ページになります。本条例制定の経過ではありますが、郷土資料は、池田町に関する歴史や現状を知り、将来を考えるうえで有効な資料であり、町民の共有財産でもあります。郷土資料を適切かつ継続的に収集・整理・保存・公開することは、町の重要な責務であり、第4次総合計画の「基本目標4」「未来を拓くたくましい人と豊かな文化を育むまちづくり」の「政策2」「地域文化・スポーツ・交流の推進」において、「郷土資料の保存整理および展示体制の検討」が施策として掲げられております。本町の郷土資料は、旧近牛小学校を「近牛郷土資料庫」として整備し、平成4年4月から一般に公開を開始し、その後も寄贈等により増加する資料を保存するため、平成11年4月からは旧様舞小学校校舎もあわ

せて郷土資料庫として利用してきました。しかしながら、老朽化等により資料の保管が困難な状況となり、新たな移転先を模索していたところ、平成24年3月をもって高島中学校が閉校したことから、その旧校舎を利活用して郷土資料の保管・展示を行うため、平成24年9月に「池田町郷土資料の旧高島中学校への移転活用計画」を策定し、平成25年10月には郷土資料の移転を完成させ、一般公開に向けて収蔵室の一部整備と資料の再整理及び陳列作業を実施してきております。郷土資料の移転を最優先事項として取り組んできたため、資料移転後の平成26年1月に展示室の整備や施設の管理運営形態等の方針をまとめた「池田町郷土資料館整備等基本構想（案）」を策定しましたが、平成26年3月の池田町議会第1回定例会平成26年度予算審査特別委員会において「広く町民意見を聴取し慎重かつ十分な審議を」と付帯決議があったことから、意見募集・説明会等を経て、平成26年11月に修正後の「池田町郷土資料館整備等基本構想」を策定しております。

本条例は、郷土資料館整備等基本構想に基づく改修実施設計が平成27年12月に完了し、本年8月から着工しております改修工事が来年1月に完成する予定であること、および5月の開館に向けて準備が進んでいることから、地方自治法第244条の2の規定に基づき、公の施設の設置及びその管理に関する事項を定めるものであります。

それでは条例内容についてご説明いたします。第1条 設置目的であります。郷土資料館は、町の歴史、生活等に関する資料を保存・公開し、町民の教育、文化等の向上発展に寄与することを目的として設置することとしております。第2条は、第1号で名称を「池田町郷土資料館」とし、第2号で位置を「池田町字高島81番地1」と規定しております。第3条 資料館の事業につきましては、郷土資料の保存、展示及び教育的活用に関すること、および、設置目的を達成するために必要なこととしております。第4条は、入館者の利用方法であります。郷土資料館は、利用に際しての許可申請は必要としておりませんので、入館者は、管理上必要な事項を守り、係員の指示に従わなければならないことを定めております。第5条は、資料館の入館料を無料と定めるものであります。第6条は、許可なく物品の販売や飲食物等の提供を行う行為など、資料館での禁止行為を定めるものであります。第7条は、資料館の建物、備品、展示資料等を損傷し、汚損し、または滅失した際の原状回復または損害賠償義務について規定しております。第8条は、資料館の業務を妨害し、または資料館内の秩序を乱すおそれがあると認められる場合は、入館を拒否し、または退館させることができる入館の制限について規定しております。第9条では、入館の制限、または、天災その他不可抗力による事故等により生じた損害の免責について規定しております。第10条は、規則への委任規定であります。

規則案は、参考資料20ページをご参照下さい。本条例の施行に合わせて池田町郷土資料館条例施行規則を制定いたします。規則では、休館日、開館時間、利用者の遵守事項や破損等の届け出について規定することとしていま

	<p>す。</p> <p>最後に附則であります。この条例は、本資料館が来年5月の開館に向けて準備作業を進めていることから、施行日を平成29年5月1日とするものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。宜しくご審議をお願いいたします。</p>
<p>加賀教育長 佐藤委員</p>	<p>協議第7号について、質問または意見があれば、発言をお願いいたします。</p> <p>規則案で休館日が11月1日から4月30日となっているが、その期間に学校等が使用したい場合はどうなるのか。</p>
<p>事務局 鈴木委員</p>	<p>第2条の但し書きのとおり、臨時に開館することができるとしている。</p> <p>常勤される職員はどのように勤務されるのか。</p>
<p>事務局 鈴木委員</p>	<p>まず教育委員会事務所に出勤し、公用車で資料館に向かうこととなる。</p> <p>飲食スペースは設置しているのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>学習室で飲食可能と考えている。</p>
<p>加賀教育長</p>	<p>その他はありますか。</p>
<p>各委員</p>	<p>無し。</p>
<p>加賀教育長</p>	<p>発言が無いようですので、協議第7号は協議済みといたします。</p> <p>以上で、協議第7号を終わります。</p>
<p>加賀教育長 事務局 事務局 事務局</p>	<p>5 その他</p> <p>以上で、議事を終わり、その他に入ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> －教育長から就任の挨拶－ －小学校・田園ホール・総合体育館トイレ改修の詳細説明 －今後の日程を説明－
<p>加賀教育長</p>	<p>6 閉 会（14：45）</p> <p>他になければ、以上で平成28年第11回定例会議を閉会いたします。</p>